

「賃金制度の改正」提案を解明する 職場から議論を巻き起こそう！

＜深夜早朝勤務手当＞

- 手当の支給範囲は以前の制度より引き継いできたもので、1号は屋外での重作業（設備・電気関係の社員等）、2号は屋外作業（ホーム業務や輸送指令の社員等）、3号はそれ以外（乗務員と構内入換乗務員の社員等）となる。
- 乗務員の予備勤務は支給対象としていないが、実作業を行うことが前提となる。最終的には「決め」の問題だ。

賃金の原則は「労働実態に対して支給する」が、手当や賃金の全体のバランスを見て設定することもある。

＜行先地手当＞

- ノーワーク・ノーペーが前提であり、賃金の原理原則から言えば「グレー」だと言える。改正（行先地手当の廃止）にあたっては総時間を試算した。

改正によって賃金上がる社員もいるが、必ずしも全社員が上がるとは約束できない。

＜乗務員手当＞

- 手当の性質として「不規則勤務であること」「移動を伴うこと」など、地上勤務者とは違うことによる。

手当の増額や深夜早朝勤務手当と性格が重複することなどから、乗務員手当の深夜額(A)(B)及び構内入換乗務員の深夜額(A)と乗務加給を廃止する。

＜賃金制度の改正＞

指示する側と指示される側が、互いに理解し合うことが望ましい。

「乗務員勤務制度の見直し」と一緒に議論していこう！

不明な点は東日本ユニオンまで！

